環　境　局

令和６年第三回定例会　環境・建設委員会案件
（事前説明資料）

１　条例案　４件

(1) 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
(2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
(3) 東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例
(4) 東京都自然公園条例の一部を改正する条例

【９月１３日説明、９月３０日質疑】

２　請願・陳情　２件

(1) 有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）による汚染についての健康調査と原因究明に関する陳情
(2) ＧＬＰ昭島プロジェクトに係る東京都環境影響評価審議会における審議に関する陳情

【９月１３日説明、質疑】

環　　境　　局

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例など４条例案について（概要）

（第三回定例会）

１　背景

○　地方公共団体の条例には、地方自治法第 14 条第 3 項の規定により、「２年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金」等の罰則を設けることができるとされており、環境局では２に掲げる条例において懲役の罰則を設けている。

○　今般、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号。以下「改正法」という。）により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、代わりに「拘禁刑」が創設されることとなった。

○　改正法にあわせて地方自治法の規定も改正され、いずれも令和７年６月１日から施行されることとなったことから、所要の改正を行う。

２　対象条例

（１）東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
（２）都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
（３）東京における自然の保護と回復に関する条例
（４）東京都自然公園条例

３　改正内容

各条例の罰則規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改める（詳細別紙）。

４　今後のスケジュール（予定）

令和６年　第三回定例会　　条例改正案提出
令和７年６月１日　　【国】【都】改正法、改正条例等施行

別紙１

改正の概要（案）

各条例の罰則規定のうち、懲役を拘禁刑に改める。

○東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年東京都条例第 70 号）

罰則規定	改正案	現行
第 19 条	次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金に処する。 一から三まで　（現行のとおり）	次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。 一から三まで　（略）

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）

罰則規定	改正案	現行
第 158 条	次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 一及び二　（現行のとおり）	次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 一及び二　（略）

○東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）

罰則規定	改正案	現行
第 64 条	次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。 一及び二　（現行のとおり）	次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。 一及び二　（略）
第 65 条	次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。 一から三まで　（現行のとおり）	次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。 一から三まで　（略）

○東京都自然公園条例（平成 14 年東京都条例第 95 号）

罰則規定	改正案	現行
第 68 条	次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。 一及び二　（現行のとおり）	次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 一及び二　（略）
第 69 条	第 12 条第 7 項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。	第 12 条第 7 項の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

別紙２

罰則対象となる行為の例

条例	概要	罰則規定	対象となる行為例
東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	浄化槽法に基づき、保守点検業者の登録や保守点検について定めるもの	１年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金	・無登録営業又は不正登録、事業停止命令違反
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	環境負荷の低減のため、公害防止及び気候変動対策について定めるもの	１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	・操業停止命令等違反、改善命令違反又は処分違反
東京における自然の保護と回復に関する条例	緑化や自然地の保護・回復、野生動植物の保護等について定めるもの	１年以下の懲役又 50 万円以下の罰金 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	・捕獲禁止等違反 ・不許可行為、許可条件違反、命令違反
東京都自然公園条例	都立の自然公園の指定、保護、利用及び管理について定めるもの	１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	・不許可行為、中止命令等違反 ・許可条件違反

整理番号	1

陳情番号	６第　１５号の２		
件　　名	有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）による汚染についての健康調査と原因究明に関する陳情		
受理年月日	令和６年　４月１５日	付託年月日	令和６年　６月　５日
陳　情　者	小平市 自由三多摩の会　小平支部 代表　柴　垣　茂　之		
要　　旨	都において、次のことを実現していただきたい。 ２　ＰＦＡＳによる汚染の原因を究明し、その情報を開示すること。		
現在の状況	１　都は、これまで、国に先んじて水道水の安全性を確保するとともに、都内全域二百六十か所の地下水調査等を行い、その結果は広く公表してきた。 ２　具体的には、水道水の給水栓（蛇口）にて暫定目標値を超過するおそれがある場合には、当該の水源井戸からの取水を直ちに停止するほか、暫定指針値の超過が判明した地下水については、継続して測定するとともに、飲用井戸所有者には飲用しないよう助言を行うなどの取組を徹底してきた。 ３　あわせて、ＰＦＯＳ等に関する都の取組等について正確に理解していただくため、都全体の取組内容とＱ＆Ａ集についても分かりやすく提供している。 ４　令和６年度は、これまでの取組を加速・充実させるよう、これまで複数年かけて実施してきた都内全域の調査を１年間で行うほか、都の調査を補完する独自調査を実施する区市町村に対して、費用の一部を負担していく。		

件　　名	有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）による汚染についての健康調査と原因究明に関する陳情		
番　　号 付託委員会	６第　１５号の１　厚　生　　委員会付託 の２　環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和　６年　４月１５日	郵便番号	187-0002
住所・氏名	小平市花小金井五丁目５－３４ 自由三多摩の会　小平支部 代表　柴　垣　茂　之		

（願　　意）

都において、次のことを実現していただきたい。

1　有機フッ素化合物（以下「ＰＦＡＳ」という。）により汚染された地域の住民に対する健康調査を実施すること。

―以上　厚生委員会―

2　ＰＦＡＳによる汚染の原因を究明し、その情報を開示すること。

―以上　環境・建設委員会―

（理　　由）

東京都の多摩地域において水道水に使われていた井戸水から、発がん性が疑われるＰＦＡＳが検出されている。都が実施した地下水の調査では、これまでに、都内１７の自治体で国の暫定目標値を上回る値が検出され、このうち１２の自治体が多摩地域となっている。多摩地域の水道水は、全体の配水量の１割から２割程度を井戸で取水する地下水が占めるため、早急な汚染源の特定と対策が求められている。ＰＦＡＳは分解されにくく、人体への様々な影響としては、胎児の低体重、免疫系の障害、腎臓がん、甲状腺疾患など、深刻な健康被害の懸念がある。

そうしたＰＦＡＳによる汚染の実態を早急に把握するため、都は、国や他の自治体と連携し、汚染が明らかになっている多摩地域を中心に、住民がＰＦＡＳ血中濃度の測定や尿検査などを受けられる検査体制を整える必要がある。同時に、地下水の調査も継続して行い、汚染の原因を究明し、その情報を開示すべきである。

整理番号	2

陳情番号	６第　３１号		
件　　名	ＧＬＰ昭島プロジェクトに係る東京都環境影響評価審議会における審議に関する陳情		
受理年月日	令和６年　６月　７日	付託年月日	令和６年　６月１２日
陳　情　者	昭島市 上向自治会 会長　梅　田　　実		
要　　旨	都において、東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に対して、ＧＬＰ昭島プロジェクトの審議を慎重に進めるよう求めていただきたい。		
現在の状況	１　本件環境影響評価は、環境影響評価書案に示されているとおり、現況、大部分がゴルフ場、一部がゴルフ練習場及び宿泊施設等の敷地として、全域が人工的な管理下にある昭島市内の計画地に、物流施設及びデータセンター等を新設する事業に対して行うものである。 ２　事業者は、環境影響評価調査計画書に対する審議会答申のほか、昭島市都市計画マスタープラン等の上位計画及び市において検討中の計画地エリアの地区計画骨子案や、都民及び関係市長の意見を踏まえながら、調査計画書に示された事業計画案の見直しを行い、当該見直された計画案に基づく環境影響評価書案が、本年１月 15 日に提出された。 ３　本評価書案は、本年２月 28 日まで公示・縦覧され、２月 18 日及び 19 日に環境影響評価条例に基づき事業者による説明会が行われた。また３月 14 日を期限として都民及び関係市長からの意見の提出を受け付け、これらの意見に対する事業者の見解を示した「評価書案に係る見解書」が７月 22 日に提出され、交通、自然環境、景観への影響等について見解を示している。 ４　現在、環境影響評価審議会部会において、審議会委員による専門的立場からの審議が進められており、今後、評価書案について、都民や関係市長からの意見等も踏まえ、環境保全の見地から審議会答申が出されることとなる。		

件　　名	ＧＬＰ昭島プロジェクトに係る東京都環境影響評価審議会における審議に関する陳情		
番　　号 付託委員会	６第　３１号　　環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和　６年　６月　７日	郵便番号	196-0001
住所・氏名	昭島市美堀町二丁目１２－１４ 上向自治会 会長　梅　田　　実		

（願　　意）

都において、東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に対して、ＧＬＰ昭島プロジェクトの審議を慎重に進めるよう求めていただきたい。

（理　　由）

ＧＬＰ昭島プロジェクトの開発地は、周辺に隣接して約7,000世帯が居住する住宅があり、昭島市内でもまれに見る良好な自然環境及び景観が存在する地域である。このような地域に巨大な施設を開発するため、近隣住民は、環境への影響と環境の大幅な劣化を非常に危惧している。既に、審議会において審議が始まっているが、通常以上に多数の意見が提出されているため、慎重な審議をすべきである。

ＧＬＰ昭島プロジェクトは、主要幹線道路である国道１６号から直線で1.7キロメートルほど離れた、住宅街や商業地等に囲まれたゴルフ場跡地の開発である。高さ４０メートルから５５メートルの巨大物流施設３棟及び高さ３５メートルのデータセンター８棟の合計で約６０ヘクタールに及ぶ施設の建設は、いずれも国内最大級であり、東京都環境影響評価制度の対象となっている。

そして、物流トラックが、当該施設に至るまで、小中学生の通学路や住民の生活道路を右左折しながら通行する。一日に最大で5,800台、入出庫の往復で１万1,600台の物流に関連する車両が通行することになる。

また、データセンターは、消費電力が合計で約３０万キロワットと膨大であり、冷却用空調機等の設備機器を含めると４２万キロワット程度と見込まれる。これは、平均的な原子炉１基当たりの発電設備容量の約半分程度の電力である。

住民は、この開発により主に次のことを危惧している。

第一に、交通への影響である。物流施設が稼働することで、大型物流トラック等の通行により、交通量が大幅に増加し、市内各地における大気汚染、振動及び騒音が発生する。また、子供の交通事故や、通勤や買い物時の交通渋滞にもつながる。

第二に、自然環境への影響である。データセンターからの膨大な排熱により、ヒートアイランド現象による熱帯夜が生じる。また、施設の消費電力が４２万キロワット以上となることから、昭島市における大幅な電力使用量の増加と温室効果ガスの問題が生じる。さらに、開発地の中央辺りにある代官山緑地周辺における数千本の樹木の伐採により、オオタカやアナグマなどの生態系への影響がある。加えて、開発地の北端約1.5キロメートルに及び隣接する史跡玉川上水、西端の上水公園の樹林への日照やビル風、蛍や希少植物などの生態系への影響がある。

第三に、景観への影響である。周辺の商業施設や史跡玉川上水の樹木の高さである地上２０メートルから３０メートル程度の現状のスカイラインが、建設される施設の高さにより大幅に上昇する。また、住宅から開発地越しに富士山や赤城山を眺望できるが、施設の建設により見えなくなる。

第四に、公共施設への影響である。開発地の中央辺りには、福祉や子育て関連の施設があり、様々な影響が生じる。

本開発は、日本ＧＬＰ株式会社の大型物流施設である五つのＡＬＦＡＬＩＮＫのうちの一つである。他の四つは、直近に高速道路のインターチェンジや自動車専用道路などの幹線道路がある工場の跡地や田園地帯に建設されており、地域に荷物を運ぶトラック以外に大量の大型物流トラックが住宅街の生活道路を通行することはない。また、周辺に住宅街や良好な自然環境及び景観が存在しない土地に建設されている。本開発地は、これらの状況とは全く異なる。より良い環境保全のため、審議会における審議をより慎重に行うべきである。